平成２７年（フ）第２０９号
宮崎市佐土原町下田島12299番地45、前住所宮崎市広島１丁目17番21号　ポレスターアーバンシティ広島1503号
債務者　寺田　正直
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４８号
埼玉県三郷市彦野１丁目134番地　エステートピア宮田Ｂ201
債務者　賀佐　清志
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０１０号
札幌市東区北11条東12丁目１番９―203号
債務者　太田　正幸
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１号
愛知県豊田市吉原町平子26番地290
債務者　杉浦　英幸
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　聖志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目229番地４
債務者　堀　勇喜夫
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月10日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２２４号
岐阜県各務原市蘇原申子町１丁目67番地１（アン・ジュール　１―Ｃ）
債務者　越智　泰隆
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２２７号
岐阜市則松３丁目417番地
債務者　宮部　正規
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３６号
福島県いわき市植田町番所下４番地
債務者　高木　尚子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第５６号
茨城県日立市森山町５丁目３番32号
債務者　藤田　広美
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２１０号
岐阜県各務原市蘇原沢上町４丁目２番地６（つかさ壱番館303）
債務者　オームアートワークスこと　内田　育子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８６６号
名古屋市名東区社台２丁目81番地　レトア社台102号、従前の住所長野県下伊那郡売木村45番地1438
債務者　矢田　智子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１０号
愛知県北名古屋市六ツ師女夫越93番地３
債務者　宗宮　恭江
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１４号
滋賀県東近江市五個荘川並町161番地　共栄ハイツ２号室
債務者　西村　史朗
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３９号
滋賀県長浜市東上坂町1206番地１
債務者　天竺　昌代（旧姓神崎・郷原）
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第１９７０号
大阪市北区国分寺１丁目２番32―302号、前住所大阪市北区中津７丁目１番１―501号
債務者　辻　　愛子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６６号
大阪市平野区瓜破東１丁目４番５―702号
債務者　牧野　豊晴
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４５号
大阪府東大阪市長堂３丁目24番11号　すみれプラザ長堂302号
債務者　西村愛こと　金　　敬子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部